2018 年 10 月号　ACW2 NEWS NO.41

【目　次】かもすワークショップ特別連続講座特集　秋号

No.41

01　報告1　　か・も・すワークショップ特別連続講座
女の自立支援を問い直す～健康で文化的な生活をあたりまえに
第 1 回 「自立支援を問い直す」 講師　後藤玲子さん

11　感想1　　希望　　12　感想2　　つまみ喰い

13　体験談　　「対話の土壌をか・も・すワークショップ」のファシリテーター

14　新刊紹介　　「そう美ちゃんとうつ子さん」新発売

15　私の視点　　今年は「副業元年！？」「パラレルキャリア」って聞こえはいいけれど

16　連　載　　ザ・労働相談　その 2　退職を申出ても辞められない！！

17　報告3　　『たたかいつづける女たち』上映会＋ミニグループトーク＠NWEC
労働は女性の人権問題だということ

18　報告4　　第37回　SIUW に参加して

19　読書会　　『チャヴ～弱者を敵視する社会』

21　収支報告とカンパのお願い　　22 編集後記　　23 漫画 「選べない時」

報 告
1

か・も・すワークショップ
特 別 連 続 講 座

女の自立支援を問い直す～健康で文化的な生活をあたりまえに

第１回　「自立支援を問い直す」　講師　後藤玲子さん

主催者から挨拶

1985 年男女雇用機会均等法、男女共同参画推進法、最近では女性の活躍推進法とできてきた。その中で、女性の自立は賃労働に参入することという考え方がある。しかし男性中心の働くルールの中で女性たちは分断され差別されてきた。自立という事が自己責任という社会はとても生きづらい社会だと思う。長く女性の自立は賃労働に参加すれば実現可能と言われたが均等法施行から 30 年たちどうだったのか。まさに、つぎはぎだらけ。弱者切り捨てがすすんでいる。誰もが健康で文化的生活を当たり前にが実現できないような状態になっている。（中略）

講座は、講師の先生のお話を頭に詰め込むのではなく話し合って講師の方への質問、投げかけをする方式で学んでいきます。ACW2 の女性とはかっこがついています。男女二元論で支配されている中での「女性」の自立とは何か、第 1 回目は後藤玲子さんから総論的な話をしてもらいます。後藤さんは、今は、一橋大学経済研究科の教授ですが　私が初めて知ったのは、放送大学で「アメリカの社会福祉論とデモクラシー」という講座を持たれていて、ずっと前から均等法の現在に至る弊害を紐解いていた。とても印象的でいつかお会いしたいと思っていて、お会いできて嬉しいです。

今までの女性労働問題の専門家の視点とは全く違う視点から話してもらえると思います。

後藤玲子さん

自己紹介

一期一会という言葉があるけれど嬉しく思います。

私のあだ名は 2 つあります。1 つは千手観音。高校で教えていた時に生徒がつけてくれたあだな。口より先に手と足が一緒に動く。もう一つはうわの空子。還暦を迎える歳なのですが、地面から離れた足を地につけないそういう話をすることがあったら仕方ないなとあきれつつ、鋭く突っ込んでください。

2009 年に自宅で火災に会いました。2 階か

ら飛び降りて膝が抜けて、庭石のへりに当たって複雑骨折して意識を失った。残念ことに畳では座れない、走ったりできない。皆さんの走っている姿を見ると美しいと思う。今日、会場を作るために重いものをもって用意したこと。それはケイパビリティ（潜在能力）を持っている、持つことができるという事です。

休職したその後に立命館へ復職しました。先端科学学総合研究所です。生存学という学部があって、ほとんどが当事者、支援者だった。その後一橋へ戻ってきた。私にとっての留学体験は立命館と言ってもいいです。院生に 6 人の視覚障害者。それも IT ができる人、点字の人、中途失明の人など。そこでは一言言うたびに本物か真実か問われているような状態だった。

今は一橋で、主流派、新古典派経済学の牙城にいる。その中でも私の話を聴いてくれる人もいる。人はやっぱり豊かなもので分かる人はわかると、私はどこかで人を信じている。でも相変わらず、経済学者らしい発言は一切できない。自分の言葉で自分の思ったことをしゃべるだけ。とはいえ私の言葉はいる場所に引きずられて分かりづらくなってしまうので、おかしな言い方があったら、手を上げるなり、NO というサインを送るなりしてください。

独立（自立）と自己立法（自律）
－公共的相互性のもとで－

自立という言葉は、2000 年前、国立社会保障・人口問題研究所にいたころを境に急速に盛り上がった。福祉は自立とは違う、そんな言葉では補助金取れないと言われてから数カ月後、またたくまに「自立」という言葉が福祉に登場した。ホームレスからはじまり、障害者、女性へと自立支援の概念が当たり前のごとく広まっていった。それも「自立して働け」という意味で。ですから、**「自立」の言葉は出生**からして気をつけるべきものと思っています。今日、あえて独立＝インディペンデントという言葉を持ってきたのは、ロシア文学の『何をなすべきか』（チェルイフスキー）から。そこに**「女性にとって大切なのは独立である」**と書かれていて今でも非常に印象に残っている。本日のサブタイトルにある「公共」「相互性」は、私がキーワードとしている言葉。個人は決して一人では存在できない、認識もできない。人との関係性が個人の中に深く入り込んでいる。だからこそ独立は個人にとって欠かせないもの。「**公共性」と「独立」との緊張感は大切なものである**と思っている。それからここでいう「自己立法」は、自分で自分をコントロールする意味です。自分で目的を立てて追求し改定をしていく、そのプロセスが眼に入っているということです。今日は**公共性相互性のもとでの独立＝インディペンデント**について話したいと思います。

問題関心－何がトランプ大統領の出現を促したのか

2016 年トランプ大統領の就任はとてもショックでした。丁度この時アメリカの友人が日本にいて、「今日は、京都賞（世界の哲学賞）を受賞できて嬉しいけれど、自分の国のことを考えると悲しくて仕方のない日だ」と言っていた程です。一言で言うと、リベラリズムが問われ

ていると私は思いました。アメリカの 1960 年代の公民権運動では、市民の権利とともに多様性の問題も追求されました。また、機会の平等を形式的なものにとどめず、不足に応じた実質的な平等化を図ることをめざした。

アメリカはひどいことを一杯やって来ています。ネイティブアメリカンに対する不正義、原爆投下など許されないことがたくさんありますが、その許されないことへの批判がアメリカの中から出ている点が興味深いです。最近では Me too、銃規制の中高校生の運動など。

社会福祉の問題を考える際に、私は、日本とのコントラストで、機会の実質的平等を強調してきた。その背景には多様性があるのです。多文化主義＝マルチカルチャリズムがあった。ただのサラダボールではなく、それぞれの多様性をどれだけお互いに認めあい尊重しあえるか、そのために多様性の背中を押してあげるというような。そのことが、単にスタートラインにみんなを並べる「機会の形成的な平等」ではなくて、歴史的不利性を埋めて底上げをしていくアファーマティブ・アクション政策へとつながってきた。

しかし、今回は、その土台が崩れた気がした。一元化の論理がバックラッシュとしてやってきた。社会学者ホックシールドが、トランプ支持者の多い地方に行ってインタビューをしたという。そこで敬虔で真面目でその土地で生きてきた人たちの話を聞いていると、「自分たちは昔からここに住んでいた。そこへマイノリティたちがやってきて、自分たちが並んでいた列に割り込んできた」。そんな感覚を白人の若い男性が持っていることがわかってきたのです。自分の力も場所も変わっていないのに、いつの間にか自分は後ろに追いやられていく、そんな感覚を若い人が持ち始めている。この問題の根っこは、どこにあるのかを考えてみると、古典的には階級社会にある。産業とむすびついたアメリカ型階級社会を温存させてきたことが大きい。経済的、政治的なものが背後にあって、それをカルチャー、あるいは福祉政策で補填させるだけでは追いつかなくなってきたのです。

いろんな国からやって来た多様な人が悪いわけでは無いし白人が悪いわけでは無い。誰が悪いわけでもなく、問題は、やはり背後にある**クラスの生成メカニズム（階級化）を温存させてきた社会構造にある**。それは賃金にも現れる。さまざまな職業上の社会的地位にも現れる。機会の平等と言った時におよそ前提となっているのは、社会にいろんな職業や社会的地位があって、それらは、厳然として限られた数しかなくから、「平等に競争しなさいよ」ということ。社会の中にある職業の賃金や地位、それ自体をどんなふうに平等にしていくのかが、きわめて重要になってくるにもかかわらず。

私は乱暴な言い方と言われるかもしれないけれど賃金は平等にすべきだと思う。賃金をどう分けるかという時に、いろんな考え方があるが、それらを勘案すると平等という結論にならざるを得ないと思う。賃金の平等は職業の社会的地位の平等につながる。それは、機会の平等につながる。機会の平等から始めるのは順序としては逆。ピケティ、アトキンソン等の学者が現れて、21 世紀の資本と平等の問題への指摘

がなされた。その嵐が賃金の平等化につながるかと思っていたが、そうはならなくて、能力に応じた賃金の配分は当たり前だという考えに押された。

何を問題にしなければいけないのか。私は、人間を見る時に**一元化してランキングしてしまうこと自体が問題と思う**。自販機があって何を買うかという時に、お茶とコーラと水から手っ取り早く物を選ぶためには、ランキングせざるを得ない。いつもいつも多様性を重んじていると、なかなか決められない。個人がものをデパートでものを買う時にランキングしても構わない。けれども、私たちが**「個人間の問題」**を考えるとき、それでは、あまりにも乱暴過ぎる。一元化の指標を持ってきて並べてしまう。これは危ないと思います。**不平等の問題を考える時に、この一元的にランキングすること自体を問題化できなかったことに問題がある。**

基礎的な命題

一元化に抗する規範が必要、とは私が大好きなアマルティア・センの言葉。個人の間には**事実としての差異はある。だからこそ、差異を尊重する規範としての平等が重要なのだ**。

どうやって経済の循環を考えるか、ものを作って、作ったものを分け合って、分け合ったものを使って、またものを作る、これを繰り返していくのが経済なのですね。この経済の論理の中に、どうやって作らなくても分けられる、分けられなくても使える、といったゆるやかな相互性の仕組みを入れられないだろうかというのが、ここでの基本的なアイデアです。私は、「個人は社会的にさまざまなアイデンティティを持っている。それらを統一して固有の名前を持った存在である。だからこそ独立が大切になる」と考えています。そして、社会的アイデンティティを認知することは、社会的な支援の手がかりになる一方で、差別、ラベリング、ステレオタイプを産む恐れもあるので、気をつけなくてはならないと思っています。

これは私が視覚障害の人に教えてもらったことですが、視覚障害が個性か？と言われると、彼はそうではないという。なぜなら、視覚障害を持った人だけが集まると、その点では全然変わったところがないから。同じく視覚障害を持っても、パソコンが好きとか女の子が好きとかいろんな側面がある。つまり、**個体性（individuality）**がある。

政府が社会的支援をするときはすべての個人の個体性に応じること、完全な個人仕様は不可能なのですね。どんなに小さい単位であっても、一定のカテゴリーを使いながら支援のあり方を決めていくしかない。皆さんもご承知のように、現在の障害者手帳の認定はあまりにも荒すぎるとか、介護保険等級は実に融通が利かないとか、いろんな批判がある。その批判に応えるには、もう少し緩やかでオープンな、けれどもやっぱり何らかのカテゴリーを使わざるをえない。この問題を真剣に考えることが課題になってくると思います。

魂（人格）とは

私たちは**個体性（individuality）を持つ一方で、さまざまな社会的アイデンティティを持っている。加えて、**私たちは、魂（「道徳的人格」）をも持っている。私たちは、メディアの力を借りても借りなくても、自分たちの手の届かないところで、ある人がどこかで何かを叫んでいるかもしれないという事を思い浮かべる事が出来る。人っていうのは、そういうものだと思います。これが**公共的相互性**のキーワードになっています。

私たちは決して常に自己利益だけを求めて生産しているわけではなく、ふっと自分を離れて、まったく見知らぬ世界に思いを馳せるときがある、それが人である。一番初めに問題提起をした、「作って使って分ける」その経済的循環をもう少し広げること、たとえ作らなくても、分けられ、使うことのできるような形で拡げること。そういう社会に合意する素地が魂＝公共性にはあると思います。

自己立法はカントの言葉で、自分の傾向性を見つめなおすことを意味します。自己利益に流れそうな自分にブレーキをかけます。ただ、カントの想定する人間は、自分の中で完結してしまうような人。私は、それはしんどいなと思うので「相互性」を入れようと思う。それは、他の人も自分と同じように、より正義にかなった制度を受け入れ、さらに改善していくだろう、という読み込み、さらに、他の人も自分と同じように私がそうふるまうだろうと読み込んでいる、そんなことをどこかで頼りにしながら自立立法をすることを考えています。相互信頼をもって自己立法をする、というようなことです。

分配性正義の問題

公共的相互性の仕組みをどんなふうに作っていくのかという話に向かっていきたいと思います。ここでは、**労働、そして、労働したものをどのように分配するのか、がキーワードになる。**誰が何をどれだけ分配して、誰が何をどれだけつくるのか、いったい誰がそれを決め、誰が実行するのかが、問題なわけです。ヨーロッパの古話にある小さな赤い鶏という逸話がある。

○小さな赤いにわとりの逸話

ある日、小さな赤い鶏が地面を掘っていたら小麦の種を見つけました。小さな鶏は、「この種を植えて小麦を育ててみない？」と周りにいるキツネやリスや鹿やロバに聞きました。すると、みんな「僕嫌だ、僕嫌だ、僕嫌だ・・」と言いました。そして小さな鶏は小麦の種を植えました。そして、やがて穂がつきました。小さな赤い鶏は、周りにいるキツネや、リスや鹿やロバに聞きました。「誰が刈り取りますか？」すると　キツネは「僕嫌だ」リスも「僕嫌だよ」鹿もロバも「嫌だ」と言いました。それじゃ仕方ないわと、赤い鶏がじゃあ私がやるわと言って刈り取りました。そして「刈り取った小麦を誰が脱穀する？」と聞きました。すると、「僕嫌だ、僕嫌だ、僕嫌・・・」だと言いました。小さな赤い鶏は脱穀しました。最後に小さな赤い鶏は聞きました。「ほかほかの美味しいパンを焼いて誰が食べる？」と聞きました。｛僕食べ

る、僕食べる、僕食べる・・・。} と答えました。

赤い鶏はどうするか、みんなに分けるのか、全部ひとりで食べるのかという話です。これは、是非、皆さんで考えて欲しいのですが、いったいこのような逸話がどういう文脈で話されるかというと、ベーシックインカムというような議論においてです。**ベーシックインカム**というのは、例えばアラスカで石油が取れた。その石油は、誰のものでもない天から降ってきたものなので村で分けた。金額にしては 1 万円くらいのわずかなものだった。けれども、みんなで分ける。このベーシックインカムの考え方をヨーロッパの人たちが出した時に、今のような逸話で反論されたと聞いています。いったい誰が作って、誰に分配するのか、この問題がしつこく出てくるのが現状です。これに対して私は何らかの形で答えたい、答えるべきだと思っています。

似たような逸話をもう一つ紹介します。

〇1 本のフルートと 3 人の子どもの逸話

1 本のフルートがあって 3 人の子どもがいる。一人はフルートを吹くことがとっても上手な子ども、もう一人の子どもは、おもちゃが何にもなくてフルートしか遊ぶものがない子ども、もう一人はフルートを作るのを手伝った子。3 人の子どもの誰に 1 本のフルートをあげるべきか。　ケーキカットの話は後でやります。

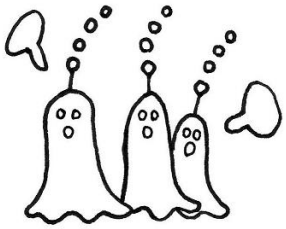

「身近な人へ義務」（J.S ミル）と「労働の義務」

女の人の義務は身近な人に対するものに限られるという考え方がある。この考え方は、女性を労働から遠ざけるだけでなく、例えば、夫から家の中で暴力を振るわれた時に、そこから逃げる道をふさいでいるとミルが書いている（「女性の解放（もともとのタイトルは女の隷従だった）」）。そういうことを、どんな風に考えたらよいのか

これは社会的ポジションである職に就くことの意味、職の倫理をどう考えるかという問題ともつながってきます。普段**、自分が自分を世話している事と、職として他人を世話することとは、どこがどう違っているのか？**おそらく、**労働の問題を考える時**には、この問題が出てくるだろうと思います。この辺りは、また議論があったらお願いします。

代表的な分配方法

ベーシックインカムへの反論は、誰も働かなくなってしまうのではないか？という恐れです。小さな鶏は、次には働こうとしなくなるだろうことを私たちは恐れてしまう。そうすると、私たちは**貢献に応じた分配と**いうものを認めなくてはならない。**必要に応じた分配**のウエイトを減らさすという議論になりかねない。働くという意味の意欲の源泉を我々自身が、どんなふうに考えるのかが、大事になってきます。

分配にあたって、社会の中のどこに焦点を当てるのか？平均や総量ではなくて、最も不遇な人に焦点を当てて、その人たちの機会を最大化

できるように、必要に応ずる分配と貢献に応ずる分配をウエイトづけようというものがある。**ロールズの格差原理**です。今私は、このロールズの格差原理を、もう少し伸ばして、**アマルティア・センのケイパビリティ（潜在能力）アプローチ**に注目をしています。

ロールズの格差原理は、最も不遇な人（roast advantage）に焦点を当てる点では、すぐれているのですが、所得などの一元的なランキングによって最も不遇な人を特定化する恐れがあります。

それに対してセンのケイパビリティ（潜在能力）は多様性に関わる。いろんな人が、いろんな力を持っている、我々自身が認識できないものも含めて持っている、だとしたら、ランキングするのを止めよう。それぞれ**困っていることがあるとしたら、困っている分を社会的に支援**をしていくという簡単に言うとそういう方法を考えていくというものです。

ベーシックインカムからベーシックケイパビリティ保障へ

センのケイパビリティの考え方を、もう少し政策に落とし込んでいく際に出てくるのは**相互性・互恵性（reciprocity）**という考え方。

互恵性という考え方は、何かあげたらお返しをする。してもらう。余裕があるならば税金を拠出する。もし困窮していたら受給する。といった単純なルールを媒介とする仕組みです。実際には生涯税を納めるだけの人、生涯ずっと公的扶助を受けるだけの人がいてもいい。もし自分がいまたまたま拠出できるのだとしたら、拠出する。もし自分がいまたまたま出来ないのであれば受給する。このルールを皆が受け入れているという意味で一緒なのですね。このルールを受け入れると、隣の人はガンガン稼いでたくさん拠出している、自分はちょっとしか稼がず、少ししか拠出していない。それでも、納める者同士で成り立つ互恵性がある。

困窮している者同士で成り立つ互恵性もある。今ある生活保護法も、足りない分を補う事もできるはず。そうなると不足量も給付量も違う。けれども、私も安心して受給している、あなたも受給することができる、と受給者同士でも相互性が成り立つ。

日本国憲法は、いろんな意味でとても優れている。**教育の権利義務**、**就労の権利義務、納税の権利義務**、そして**生存権**を合わせれば、見事に今描いたような**公共的相互性の図式**が出来上がると思っています。

注記すれば、昔、私はベーシックインカムがすごくいいと思った。「ベーシックインカムの哲学」という本を共同で翻訳しているので、もし、どこかで機会があれば読んでください。ただ、京都で留学中（立命館大学先端科学研究所）に社会人院生のケースワーカーの人に「何をいまさら、先生の言っているベーシックインカムなんて、日本ではもうやっている。生活保護と同じ」と言われてしまった。むしろ、本来、生活保護はそう運用するべきものなのだと。

しかし、今は、世帯別になっている、私的な扶養義務が優先される、働く意思があるならば、という条件が付けられている。これらは窓口の問題。本来はそういう条件はまったくない。無

条件性であるはず。本来、生活保護制度をちゃんと運用していけば公共的相互性が成り立つはず。

もちろん、ベーシックインカムと生活保護に共通する問題点はあります。それは一元的なランキング（貨幣）をもとにするので、エンヴィー（羨望）を生むおそれがあるということです。地方で、公務員として働いて得る賃金所得より生活保護の方が多いと言う人がいる。所得だけしかみない。受給者の背後にある健康上の問題、その人の歴史の中で体験してきた苦しい問題や、たまたま降りかかってきた災厄などの問題はたくさんあるけれど、それらを全部無視して貨幣だけでみると、うらやましいとなる。それは年金でもそう。それは生保に対する理解の仕方を変えていかねければならないところだと思う。

ケイパビリティ（潜在能力）アプロ―チの地平へ

一元的な序列社会を評価しない形で生活保護制度を使いたい。

所得だけでなく、ケイパビリティを見る。ケイパビリティとは、簡単に言えば私が、水をごくごく飲めるということ。皆さんが、ここでヒアリングしていることを信じて、今ここで話しているということ。皆さんはいろんなことが出来ている、だけど出来ていないこともある。

私は、介護労働者の賃金どうして上がらないか、20 年前から怒っているが、1 つにそれは、我々の価値観が介護の価値を理解できていないからと思う。80 歳を過ぎた老人が家を出て国立の朝顔市に参加する。それを当たり前と思わないで、そんなこと危ないから、出かけるよりは家にいてくださいと思ってしまう。どういう人が、何ができるのかについて、何が当たり前かに対するものの捉え方が追いついていない。もっと（朝顔市に行くことが）当たり前だとなれば、人手はいるし、介護労働の需要は高くなります。そうすれば、介護労働者の賃金が上がって労働供給も上がるはず。

人がこんな風に移動したり、公の場に現れ、議論することが当たり前だと思う社会になれば、経済がちゃんと回っていく。

Ｐ１６の図について、今までの経済は、（下の□）に書いているような仕組み。働ける人が働いて報酬をもらう。貢献に応じて報酬をもらう。お互いになされる仕組み。これが、これまで、公平性の基準であると考えられていた。繰り返しになりますが、この公平性の考え方を越えたいというのが、ここでの関心です。

私の作ったおとぎ話を一つ載せました。２０P（公共的総合性の仕組み＝4 人の銃を持った男と小鳥の話）男たちが、4 人部屋の片隅にとって、互いに銃を向けていて、4 人ともすくんで、緊張状態が続いている。これを打破するには、どうしたらよいのか。ここに、天から傷ついた小鳥が、4 人の男たちの前に落ちてきたとしたとしましょう。はっとして、4 人は、いっせいに銃を下す可能性が出てきます。あたかも、自分の打った球がその小鳥に当たってしまったのかもしれない、なんてことを考えながら。

大事なことは、ひとたび銃を下すと、実は４

人とも、戦う理由はなかったと言うことに気が付くということです。銃を下したとたんに銃を向き合う必要はなかった、と気づく。そう気がつかせてくれたのは、天から落っこちてきた小鳥だった。男たちは、この小鳥に対してどうするのか、というのが、この物語のもう一つの問いかけです。

もし、男たちが小鳥の事を忘れて、ほっぽったまんま、あたかも自分たちだけで協力が達成できたかのように思ったとしたら、収穫した小麦をめぐって、今度は、鍬を振り上げて、この小麦は俺のもんだ、私のもんだという風に、また争いが続くのじゃないか。

天から落ちてきた小鳥が銃を下ろさせてくれた、どれだけ、男たちが、この小鳥を忘れずに、記憶に残し、労い、お礼をすることができるのか、これは、経済循環の外からやって来る恵みに対して、どうお礼をするかという問題です。

ここからは、想像になるが、私たちは、その小鳥の、もっと外にまた別の小鳥がいるかもしれない。すると、また、その恵みにお礼をできるかという問題が発生します。男たち同士の関係は対称的、シンメトリーであったが、外にいる小鳥との関係は、非対称的、シンメトリーでないかもしれない。その関係性に気がついてお礼ができるか　そういう仕組みをどう作っていけるのか、最後は、おとぎ話で終わりましたが、ここで終わります。

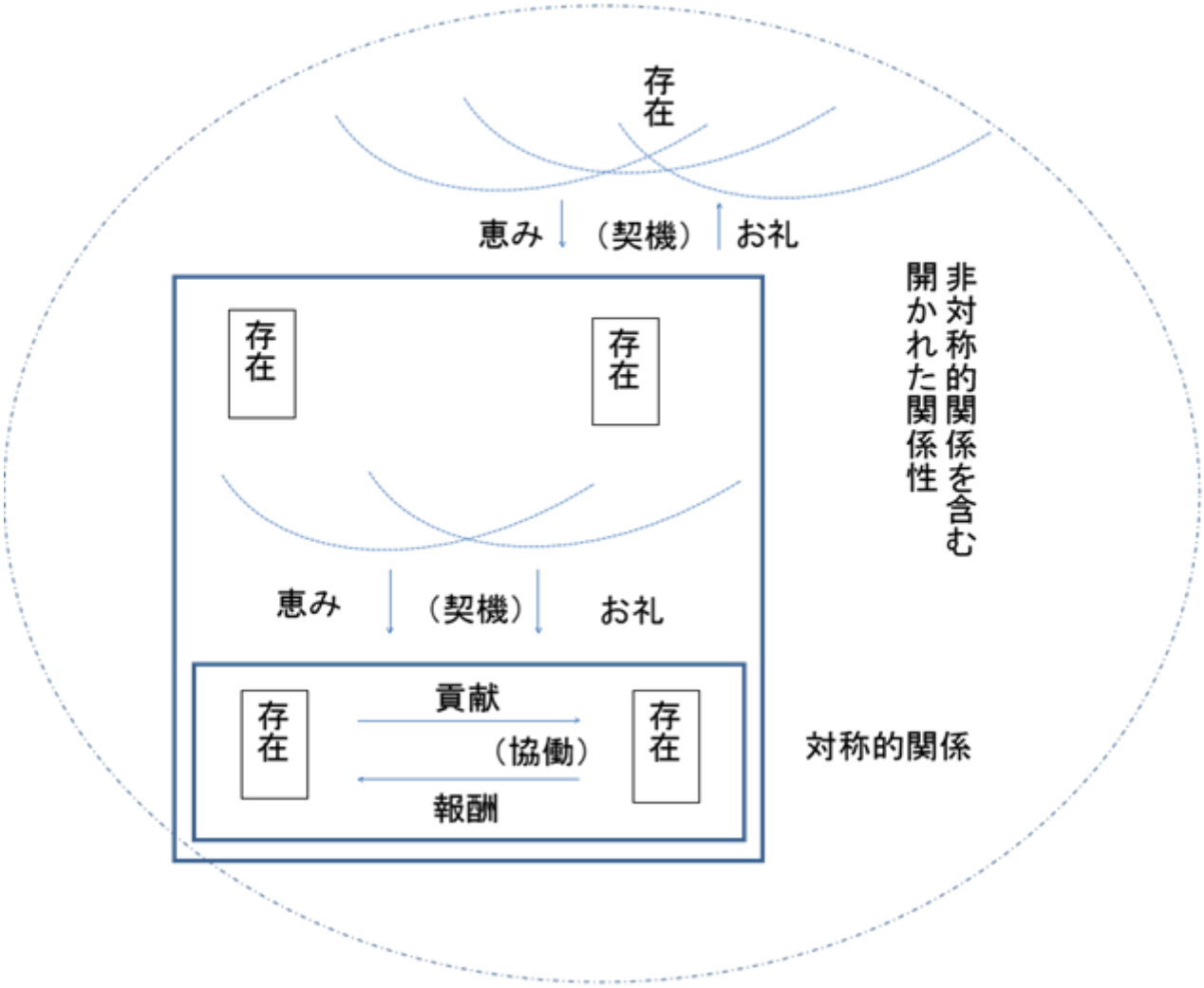

4 人の男と小鳥の話の後藤さん補足

4 人が男である必要はなく、問題なのは、4 人が争いから抜けられないということ、小鳥は、傷ついている必要はなく、自分たちの外にあって気がつかない存在であるということ。本人たちが銃を下すことで、実のところ、争いはなかったことに気がつく、争わなくて良かった事に気がつく、そのきっかけをつかむことは、仲間内、例えば、コミニティとか、組織とか、グループ内だけでは難しい。外から来た小鳥が気づかせてくれた。

私たちは、目の前にいない存在の事を思い浮かべることができるか、自分たちの中にいない存在が、実は、われわれのことを思い浮かべてくれている、そうかもしれないと思い浮かべることができるか。小鳥は、外なるものなので、宗教と解釈されてもいいし、重い障害を負って外に出てこられなかった人たちでもいいです。後者の場合には、その人たちに障碍者手当を与えるのは、お礼として当たり前と見なされます。難しいのは、施設を襲って重度障碍者を殺してしまったような人が落ちてきたら我々は、どうするのかですね。それが次の難しい問題だと思っています。

ゲーム理論は、まさに 4 人の男たちの間でどうやって交渉するのか、どうやって契約を結ぶのか、そしてどうやって協力をどうやって達成できるかということをずっと議論しているのですが、私は、シンメトリーな人間存在の間だけでは、その問題は決して解くことはできない。第 3 者を入れる必要があると思っています。

気をつけなくてはならないことは、自分たちの交渉や契約で解決できないものを国家という権力にゆだねて解決しようという発想に回収されてしまう恐れのあることです。また、社会人類学ルネ・ジラールがいうように、復讐と赦しの連鎖を断つために、自分たちの共同体の中から無垢なるものを相手に差し出す発想です。加えれば、小鳥を黄金の置物に替え売買して利益を得ようとすることです。

私は、人身御供を作りたくない。けれども、小鳥が落ちてきて、それがわれわれに協力のきっかけをつくってくれることがある。そのときに、その小鳥を、権力にゆだねてしまわないで、また、聖なるものと祭り上げてしまわないで、さらに黄金の置物にして売買することもしないで、ただ単に「ありがとう」と言ってお礼を差し出したい。現世で小鳥が生きることを支えられるようなお礼を。そういう関係をどうつくるか、難しいけど考えたいのです。

講 座
感想1

希　望

坂本　澄子

早い梅雨明けで既に酷暑が始まった７月上旬、後藤先生との打合せに一橋大学の研修室に伺いました。その時の生活保護についてのお話がとても印象に残りました。

日本の生活保護制度は、結果貧困であるなら誰もが受けられるとても素晴らしいもの。しかし受給者を叩く人たちは、お金しかみていない、お金でランキングしたがる人たち。理解できなかった生活保護受給者バッシングの理由に納得しました。受給申請に役所に行く人の気持ち、受給しながら生活している人の気持ちなどを想像しないということなのでしょう。

そして迎えた８月 11 日。旧盆が近づき世間は夏休みにも関わらず、大勢の方が参加してくれました。ここで再び、長い間の私の疑問が１つ解けました。「なにがトランプ大統領の出現をうながしたのか？」です。アメリカは公民権運動以来、多様性を尊重してきた。アファーマティブ・アクションとして、例えば進学などでマイノリティ枠を設けた。この対応について、自分は損をしていると思う若い白人男性がいるから。では、なぜ「損をしている」と思うのか。それは、クラス（階級社会）を温存してきた社会的構造の問題で、賃金にそれが現れるからだという説明でした。

いずれも、「貨幣的な序列社会」がその内面にあり、一元化（＝ランキング）されることから起こっているのです。

アメリカも同じなので日本だけの現象だとは思いませんが、一元化という言葉から私の頭に浮かんだのは、1979 年に始まった「大学共通第一次学力試験（通称“共通一次”、現在の大学入試センター試験の前身）」です。大学を偏差値だけで一元化したこの試験を受けた最初の現役受験生たちは現在 58 歳です。つまり現在、ほぼ全就労世代が共通一次ないしはセンター試験を知っているのです。今の社会が物事を一元的にしか見ることができない理由はここにあるのではないだろうか、と、想像します。

では、このような状況を変えるのにはどうしたら良いのでしょう。「共通認識」を変えることだと後藤先生は話されました。それが難しいことなのは先生もご承知だと思います。それでも希望はあると思えるのは、後藤先生の言われた「見知らぬ世界に想いを馳せることができるのが人間」という言葉に、その通りだと思ったからです。

講座
感想2

つ　ま　み　喰　い

ゴーヤチャンプルー

盛りだくさんの内容から、印象的だったところを書いてみます。

様々な場面で自立支援として、潜在的能力(ケイパビリティ)に注目しよう、というアプローチがある。が、この時に、資本や貨幣が絶対的な価値を持つという評価軸を一元的に据えている限り、人は独立(自立)と自律(自己立法)を可能にするような方向に向かえないのでは？　生活はそれぞれ多元的で、「自由」や「平等」や「安心」軸があっていいはず、と。

後藤さんは経済学の練習問題として『ちいさな赤い鶏』を紹介した。鶏が小麦を育てパンを焼くまでの作業中はずっと「やらなーい」と拒否しておいて、出来上がったら「食べる」「食べる」と声を上げる他の動物たち。さあ、鶏はパンをどう分けるか、という問題。私は、あなたたちにはあげませんと言ってもいいんじゃない？　少なくともみんなに分けたら自分の分がなくなっていた、なんてあり得ない！と思った。が、その後の講義の中で、赤い鶏を手伝わなかった他の動物たちの事情を私は知らないことに気づいた。小さな鶏の事情も。他の動物を怖いと感じているのかいないのかも。

後藤さんはこうも言った。ある人の能力や働きが生み出す成果や貢献度は、本当にその人だけのものだろうかと。例えば、今日前半の講義後、質問に応答して後藤さんは小休止。参加者は小グループのワークショップで意見交換しながら講義を消化する時間を持ち、グループごとに発表した。その質問や発表が終盤の後藤さんの講義(応答)内容となった。今日の「講義という果実」は、後藤さんだけのもの？ということだ。それが私たちの生活の実態であるなら、「公共的相互性＝賃金や生活財の再分配」も当たり前のことではないか、と。なるほど！と思った。「分配的正義を考える」なら、「だれに、何を、どれだけ分配し、だれが、何をどれだけつくるのか」とともに、「いったいそれをだれが決め、だれが実行するのか」がセットである、にも大いに同感。

こんな社会の全体像を考えるには、ファンタジックな想像力も必要な気がする。そんなヒラメキが飛び込んでくる窓を開けておきたい。で、とりあえずは、どうする？　今すぐ私が始められること・・・。これも難題だけど、少なくとも４本以上の軸を常に意識してみよう。３本だとグラフに視覚化されて、「総合的に」ランク付けされ、差別構造の正当化に使われそうだから。

体験談

「対話の土壌をか・も・すワークショップ」のファシリテーター

片岡のり子

なかなか終わらない暑い夏の 8 月末、グループワーク「よい会議・わるい会議」でファシリテーターをしました。前年度の「3 分間スピーチ（伝わる話し方～あなたの気持ちを、どう伝えていますか？）」から、2 回目の挑戦でした。

ファシリテーターをさせていただくときは、前日までに冊子を参考にしながらタイムスケジュールを立てて準備をします。

当日の参加者は何名くらいだろうか、グループワークの質問はどうしようか、積極的に意見が出るだろうか、発言が止まったら何をしようか、などなど、気になることを想定しておきます。

それでもファシリテーターをするときは、いつでもドキドキです。

しかし、始まってしまえば、そんな心配は必要なく、皆さんが、どんどん意見を出してくださいます。その中で、他の人の言葉から気づきを得たり、自分の発言に「はっ！」としたり、たくさんの「プラス」を持ち帰っていただいていたら嬉しいです。

私自身、グループワークの一人の参加者としての時間も本当に楽しいのですが、ファシリテーターとしてかかわることは、また違った発見があり、充実した時間になります。

皆さんも、参加者としてはもちろん、「対話の土壌をか・も・すワークショップ」で、ファシリテーターをされてみてはいかがでしょうか。

きっと、新しい何かを発見できると思います。

@大阪　淀川区民センター　第 2 会議室

TEL:06-6304-9120

１１月 24　日（土）17：30～（最長で）21：30

参加費：1　回につき一人５００円＋場所代

連絡先：christiana39@hotmail.com（栗田隆子）

@東京　御徒町 ACW2 事務所

月に一度、金曜の夜に開催中。

※いずれもサイトで確認の上、お問合せください。 ⇒

「そう美ちゃんとうつ子さん」新発売

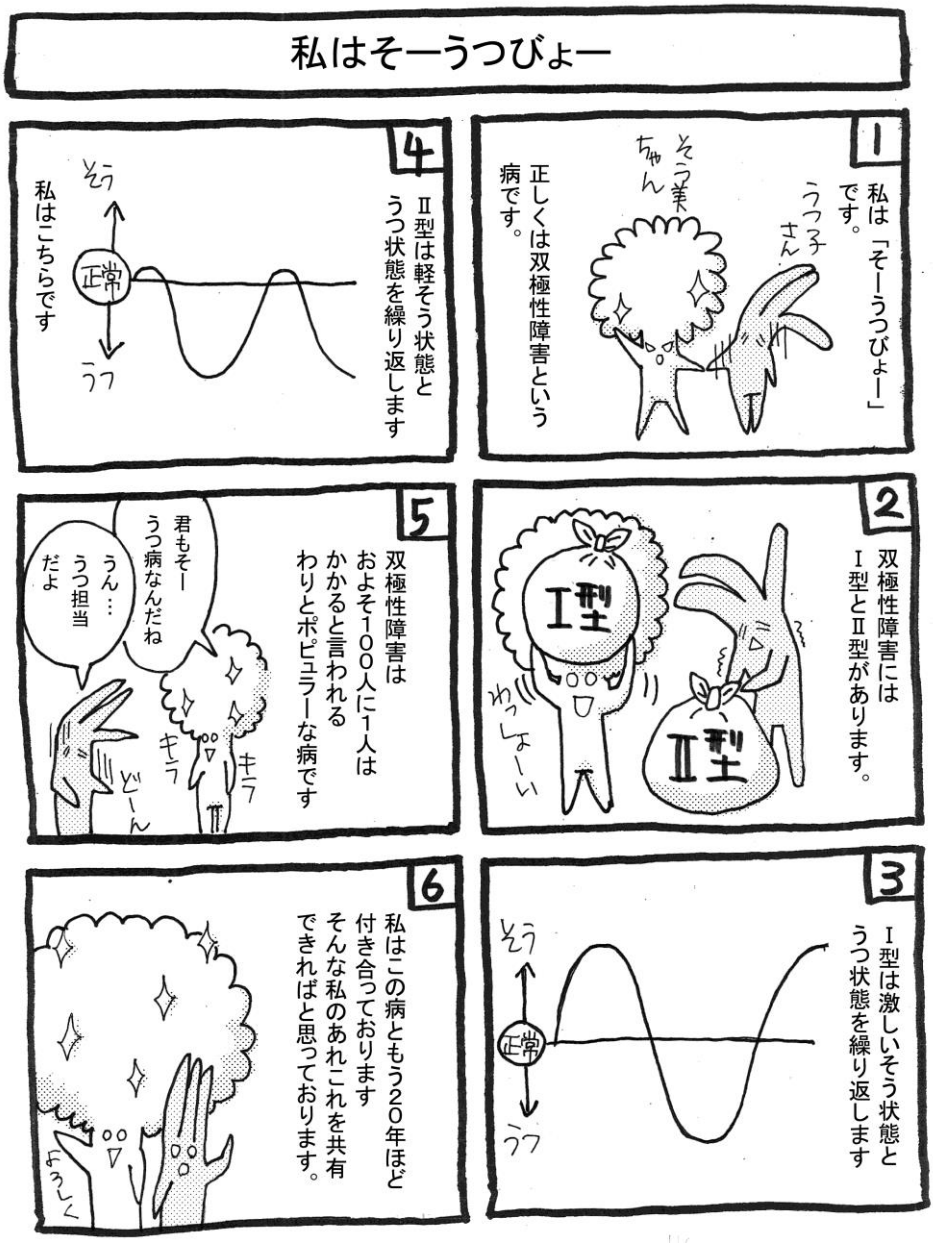

ACW2のイベントなどで販売中。
通販検討中です。

双極性障害Ⅱ型ってどんな病気？
躁状態ってどんな感じなの？
鬱をやりすごす方法、自殺未遂‥‥
病気のあれこれを一切合切、洗いざらい描きました。
病気の人もそうじゃない人もこれを読めば、
双極性障害Ⅱ型の全貌がつかめます！

全 38P　　500 円

私の視点

今年は「副業元年！？」
「パラレルキャリア」って聞こえはいいけれど

伊藤みどり

今年のヌエックの全体のシンポジウム「新しい暮らしのカタチ～働き方×幸福度」に参加した。

そのパネリストの一人の正能菜優さんが「今年は副業元年」と言ったのだ。彼女は株式会社ハピキラの社長でソニーモバイルコミニケーションで働く社員でもある。9 時半から１７時半までソニーに勤務しながら 1 日のスケジュールを見ると朝の 7 時 30 分から 26 時の会社の同期との飲み会まで企業を渡り歩く「パラレルキャリア」を追及しているように見える。

副業・兼業の現状は？

下段の表にあるように、副業している人のうち年収 299 万円以下が 68.3%、副業をする理由を十分な収入がないから４３%となっている。また「パラレルキャリア」「自己実現」として政府が推進しようとしている人は年収 1000 万円以上の部分で、副業問題も 2 極化している。

ＡＣW2 は「週 3 日の賃労働でも生きさせろ」として時給 2000 円を要求してきた。カタカナで呼び合うようなきれいな働き方モデルではなく、今年のテーマの「つぎはぎ」な働き方としての副業問題だ。ドイツでは、明確に社会保険逃れの労働を「ミニジョブ」と呼んで規制しようとしている。日本では、そうした定義も問題意識もなく細切れ雇用を放置したままである。

雇用保険の支給が打ち切られる

現状の失業給付金額では非正規の多くが生活できない。だからじっくり仕事探しに専念するために失業していられない。週 20 時間のアルバイトをしたとすると失業者枠から外される。こんな現実を皆さん、ご存じだろうか？　どんな働き方でも「健康で文化的な生活を当たり前に」

Acw2 では、アンケートで生の声を聴こうと現在検討中です。

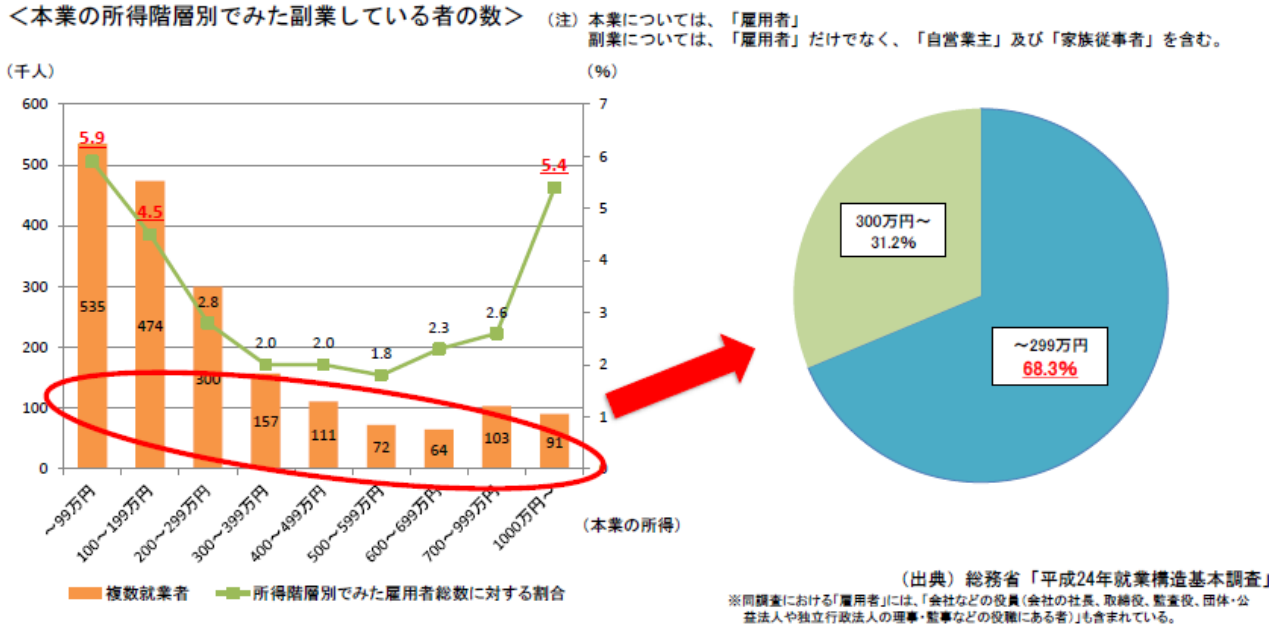

連 載

ザ・労働相談　その２

退職を申出ても辞められない！！

2018 年 9 月 19 日付けの日経新聞の「真相深層」に「『退職認めぬ』慰留悪質に 労働局への相談件数、解雇上回る　人手不足、人材移動阻む」の見出しの記事が掲載されました。代行ビジネスも登場しているようですが、代行ビジネスに頼まないと退職できないわけではありません。

契約期間の定めのない労働契約の場合は、民法６２７条１項により、労働者は２週間に申し出れば、いつでも（理由なしに）契約を解約することができます。この退職の申し出を会社が拒否することはできません。就業規則の１ヶ月前の申し出というのは、労働契約の内容となり双方が一応守るべき項目ではありますが、法的拘束力があるとまでは言えません。

そして、退職の意思表示は、口頭やメールでも有効です。ただし、言った言わないで争いになる可能性もありますので、文書での提出をお勧めします（コピーを保存）。また、どうしても会社が退職届を受け取ってくれない場合には、簡易書留などで会社に郵送する方法も考えられます。こうした手続きをすることにより退職日を過ぎれば、出勤する必要がなくなる場合がほとんどです。

但し、期間によって報酬を定めた場合（月給制の場合）は、解約は次期以降にできるものとなり、その解約の申し入れは期間の前半に行わなければなりません（民法６２７条２項）。すなわち、月給制であれば、原則、現在の給与計算期間の前半（仮に、10 月 1 日から３1 日までが給与の計算期間であれば、10 月１日から 10 月１４日までの間）に退職届を提出し、翌月の給与計算期間になったタイミング（つまり、11 月１日）で退職することができるとなります。

一方、契約期間の定めがある契約の場合は、原則として契約期間の中途での解約はできません。民法 628 条により、労働者も使用者も「やむを得ない事由」がある時は、いつでも解約の申し出ができるとなっています。なお、「やむを得ない事由」とは、期間満了まで労働契約を継続することが不当・不公正と認められるほどに重大な理由が生じたことをいい、例えば「パワーハラスメント、賃金不払い・サービス残業、本人のケガや病気等」が考えられます。

ただし、契約期間の初日から１年を経過した後は、いつでも自由に辞職することができることが暫定的に認められています（労基法附則 137 条）。一方、会社が契約期間の途中で辞めさせるために強引に合意契約書を書かせようとしたり、また、勝手に契約期間を変更した新たな労働契約書に受領印を押させる場合もありますので、注意してください。

困った時は、働く女性の全国センターのホットラインや
各都道府県の総合労働相談コーナーにご相談ください。

報告3

『たたかいつづける女たち』上映会
＋ミニグループトーク＠ＮＷＥＣ
労働は女性の人権の問題だということ

小園　弥生

8 月 30 日。猛暑が約 2 ヵ月続いたこの夏の終わる頃、埼玉は武蔵嵐山の国立女性教育会館ＮＷＥＣの男女共同参画フォーラムで、久々にこの映画をＡＣＷ２主催で上映し、対話のミニワークを行った。監督の山上千恵子さんも馳せ参じてくれ、あいさつをしてくれた。映画監督の浜野佐知さんも友情参加？してくれた。参加者は 20 名。全員が当日、会場でこの上映会を知ったとのことで、北海道や九州からの方も少なくなかった。

私自身は観るのが二度目だった。均等法で削られた「母性保護」に対して「母性保護の働き方は女性だけを守る考え方ではない。人間の生活を守るもの」という主張は本当にまっとうだし、それが通らなくて今の「女性活躍」、分断につながっているのだなあと思う。

80 年代は 20 代で、記憶にある。まだまだゆったりしていて、女が働きつづけることは大変だったと思うが、働くことは文句なしにプラスの価値を持っていたと思う。だから、そのこと自体、いま現役で働く身としてはなんだかまぶしい。働く環境は仕事をするだけでは作れない。組合活動したり、なかまと話したり、運動が不可欠だ。そう思って私もやってきたけれども、今日、働くこと自体を警戒せざるを得ないような状況があり、若い人たちは働くこととどう距離をとるか、身を守るかを考えている。それもまた、生きるためのたたかい、と思う。（そこまで表現されるチャンスはあったが、撮影にＡＣＷ２として協力していたこの映画の編集の過程で、撮影された若い人たちが写りたくないと希望して、カットされた。それが複雑な現実だ）

「映画の後に、みなさんがそれぞれご自身の葛藤をお話くださって、自分の問題として考えるきっかけを頂きました」（30 代）
「ワークライフバランス、女性活躍とうたわれていますが、それよりももっと根っこの部分からの女性の働き方からの問題が大きくあるのだなあと、深く考えるきっかけとなりました。」（50 代）
「“イブイブリレー”の生き生きした映像は感動的でした。ワークショップで色々な人の意見を聞くことができて有益だった。人権の重要性を思い出させてもらった。」（60 代～）
「今の 20 代～30 代女性たちをサポートしていきたいと、しみじみ思った。」（60 代～）

グループトークでは、企業や大学で働いてきたという女性たちが「利益を出す手段として女性が消耗させられている。人権の話がふだんできない。やり方がまちがっているかなと考えさせられた」と言った。映像の力、対話の力を感じたひととき。労働には女性の人権の問題が集約されていると改めて感じた。

報　告
4

第37回　SIUWに参加して

栗田　隆子

2018年7月10日～14日、ソノマ州立大学にて行われたSummer Institute on Union Women(SIUW；女性労働組合員におけるサマースクール。主催はUCバークリーレイバーセンター)に、「ほどほどグループ」のメンバー3人が参加した。ほどほどグループの正称？は（文部科学省科学研究費プロジェクト）「Precariousな就労の質の改善に向けた連携組織の構築に関する実証的研究」チームである。今年のSIUWのテーマは”The RESISTER hood-Working womxn Organizing for Collective Power”日本語に無理に訳せば、“抵抗姉妹関係ー集団的な力を組織する働く女性たち（トランス女性やアジア・アフリカ系女性を含む）”だろうか。今回のSIUWは「女性」の枠組みを白人女性中心とせず、リーダーの力やエンパワメントを強調し、いかに行動を起こすことができるかに力点があった。

7/11-14の午前中のコアクラスでは「Building Inclusive Organization(包括的な組織の構築)」に参加。職場や、自分の組織がより包括的（inclusive）な場所にするために必要な、排除の問題やアイデンティティの課題について取り組み、包括とは/力とは/エンパワメントとは何かを肌で感じとる様々なワークを経験できた。7/11の午後は”Community-based & worker-engaged research :Lessons from the field of participatory action research(コミュニティーをベースとし、労働者に従事した調査：参加型アクションリサーチからのレッスン)のクラスに参加。具体的にホテルの清掃員の調査に携わった経験が語られ、清掃員がホテルの部屋の枕を変えるにはどんな労力がかかるかなどを具体的に体感しながら調査する方法を学んだ。それは調査のみならず、労働者ー人間に対しての力や状況の理解を具体的に深めるさいに必要なことと言えるだろう。そして7/12の午後のワークは「Beyond bias: exploring our unconscious thoughts & actions(偏見を超えて：私たちの無意識の思考と行動を探る)」というクラスに参加。人種やジェンダー、民族などの偏見、先入観、それによる自分たちの行動を省みるワークだ。これはアメリカ文化の前提もあるため（例えば白人の警官のイメージは「公正(fair)」とか出てきてびっくり）、日本の背景における生々しいワークを工夫して編み出したい気持ちが強く湧いた。7/13（金）午後はお待ちかね（？）の集団アクション。今回はハイアットホテルへ。従業員が投票の結果ユニオンを立ち上げたの

に、ホテルのマネージャーがそれを認めないという暴挙に対する抗議行動だ。2 年前も感じたが抗議行動への周囲の人の暖かさがとても印象的だ。応援のクラクションや声援など、この集団アクションに対する暖かな雰囲気はどのように醸成されたものなのかが一番気になった。そのほかプールパーティーなどの遊び心もいっぱいの集まりであったが、ワークショップを紹介するだけでなく、このSIUW で得たことをさらに咀嚼し、そもそもどのような労働運動が必要かまで含め、今の私たちに必要な気づきや認識を生み出す場を作りたいと改めて思った。

例えば上下の力関係や特権などを認識しながらフェアな関係を築いていくこと、相手の話をちゃんと聞くこと、これらをただ「お題目」のように唱えるのではなく、ちゃんと実現させていくにはどうしたら良いのだろう。この 10 年立ち尽くしたままの私だったが、私の生活から変えていきたいと今は思っている。それはここで学んだことと重なりつつ、オリジナリティも生まれるかもしれないけれども。

読　書
会

➡ Skype 読書会報告
『チャヴ～弱者を敵視する社会』

なかばみちこ

ＡＣＷ２で月一で開催されている『チャヴ』読者会について報告します。全九章のうち、八月で三章までたどり着きました。事務所に集まるほかスカイプで参加する人もいます。

『チャヴ』は、イギリスの新自由主義について書かれた本だ。タイトルのチャヴ（CHAVS）とは、厳密な定義はないらしいが、イギリス国内で貧困状態にある白人の労働者階級を表す言葉として使われている。蔑称だ。そして、チャヴは学歴が低く働かず、向上心や野心もなく、暴力的で犯罪者か犯罪者予備軍、でも白人だからマイノリティじゃない、だから差別していい、という意識が、イギリスに暮らす人々の中に醸成されているという。そのような意識が生まれた背景として、著者のオーウェン・ジョーンズは、サッチャーに代表される保守党の政策や、その後をフォローしてしまっているニュー・レイバーの政策を具体的に挙げていく。チャヴへの差別意識は、意図的に、確信犯的に浸透させられていったものなのだ、という考えが、熱を込めて語られている。

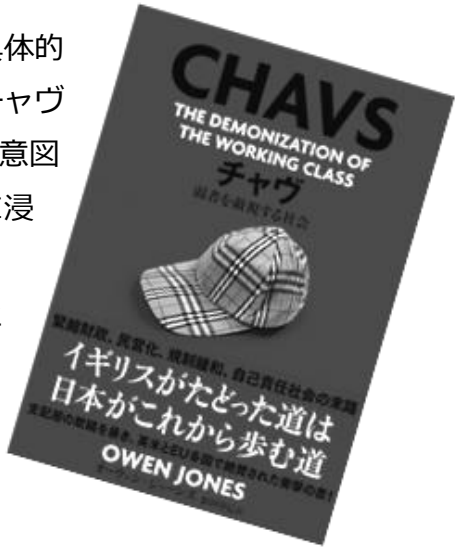

わたしは『チャヴ』と平行して１９７５年生まれの人類学者、松村圭一郎さんの『うしろめたさの人類学』（ミシマ社刊）を読んでいた。

この本の終盤、人類学に何ができるのだろうと自問する著者は、「よりよい社会／世界」についてこのように定義している。「努力や能力が報われる一方で、努力や能力が足りなくても穏やかな生活が送れる。一部の人たちだけが特権的な生活を独占することもなく、一部の人たちが不当な境遇を強いられることもない。誰もが好きなこと、やりたいことができる。でも、みんなが少しずつ嫌なこと、負担になることも分けあっている。つまり、ひとことで言えば『公平＝フェア』な場」「それな！」と脳内で膝をたたいた。そしてそのあとに続く「これは理想でしかない。それが簡単に実現できるなら、苦労しない」という言葉にも、これまでだったら一般論として、少しの諦めとともに「それなー」と頷いていたはず。だけどちょうどその時、『チャヴ』の第３章「『政治家』対『チャヴ』」を読んでいたわたしは、別の、もっと冷ややかな感想を抱いた。

「公平さ」を「簡単に実現できない」のには、大きな原因がある。『チャヴ』に書かれているのはそのことだ。「公平さ」の実現を絶対阻止しようと全力で取り組んでいる人たちが、この世の中には存在するのだ。しかも、そいつらは過激なテロリストなどではなく、金持ちで、強力なネットワークを持っていて、長い目と計画性も持ち合わせていて、それらを実行する優秀なスタッフも抱えている。それにどうやら、本来敵対する立場にある人たちを取り込んでしまえるほどの魅力もあるみたい。「公平」は、そいつらにびっくりするほど憎まれていて、執拗かつ効果的に攻撃され続けており、たぶんもうすぐ死ぬ。それが『チャヴ』が発しているメッセージだ。

わたし読書会のメンバーは、この怒りの告発を読み進めながら、自分たちがそれぞれ知っている日本の状況と比較せずにはいられない。チャヴへの差別からすぐさま想起させられるのは生活保護バッシング。チャヴに相当する日本語は、ヤンキーだろうかＤＱＮだろうか。貧困層をまるごと郊外に移住させる政策は、障害者や野宿者の不可視化と通底していないか。サッチャリズムが日本に与えた影響は、国鉄民営化にとどまらないのではないか…。日英の新自由主義の動きがわかるような表を作ってみたいという話も出ている。

この本に書いてあることは、はらわたが煮えくりかえるようなことのオンパレードだけれど、読むことでわたしたちは、意図的に「公平さ」「平等」を妨げようとする人たちの手の内を知ることもできる。ひとりで読んでいると逆上しっぱなしで身体に悪そうだけれど、読書会で読むと怒りも分かち合えるし、知識の共有もできる。特に、日本と対照しながら読むことで、イギリスについての本でありながら、今、日本でわたしたちが直面させられている問題にひきつけて考えることができる。良い本だし、良い読書会になっていると思う。章ごとに違った側面から考察している本なので、途中からでも参加しやすいのではと思う。

ちなみに、冒頭に挙げた『うしろめたさの人類学』もいい本です。

◆次回開催、10 月 19 日（金）19：00～21：00 です。

参加ご希望の方は office@acw2.org まで、呼ばれたい名前、スカイプＩＤをお送りください。

御徒町の事務所への直接・来所参加もＯＫ。

¥ カンパのお願い

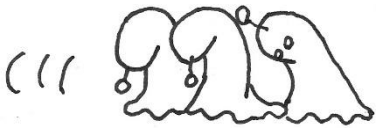

お心遣い、ありがとうございます!

無料ホットライン等に充当し、役立てております。

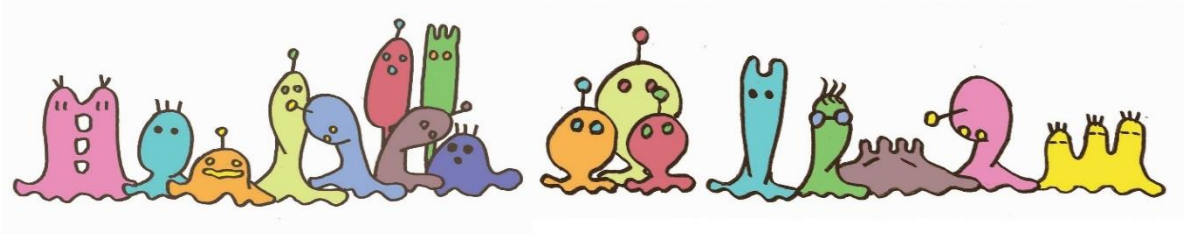

《収支報告》 2018年7月～8月分

収入 ¥371,941　　**支出** ¥419,233

カンパ合計　¥75,300

みなさま、心よりのカンパをお寄せいただき、本当にありがとうございます。
無料ホットラインの電話代や、相談員トレーニング、かもすワークショップ、読書会、ちくちく手仕事の会などを行っている事務所の家賃等に大事に使わせていただいております。

支出は、8月末で家賃支払いが予算比66.7%に対して、収入は、正会費は予算比75.33%となっており会費の納入が増大し感謝しています。
最近　年金暮らしであると高齢の方からの会員辞退も増えています。
格差が広がる中で貧困でも活動ができるように是非、貧者の一灯を！お願いします。パトロンも大募集中です。

会費の請求書も、「かもす通信」と別封にて送付させていただいております。会費長期滞納の方は、今後どうされるか意思表示をいただけると助かります。
引き続きカンパのお願いを申し上げます。会費の納入もお待ちしております。

カンパ振込先

郵便振替　00130-1-669637
働く女性の全国センター

銀行振込　三井住友銀行 渋谷支店　普通 8658522
働く女性の全国センター 伊藤 みどり
ハタラクジョセイノゼンコクセンター イトウ ミドリ

健康で文化的な生活をあたりまえに

女の自立支援を問い直す

第３回

10 月 27 日（土）13:30 ～ 16:30（13:15 開場）
「女性活躍推進法と自立支援を問い直す」

講師　堅田香緒里さん（法政大学　社会学部社会政策　教員）

会場　国立オリンピック記念青少年総合センター　センター棟
415 号室

第４回

11 月 11 日（日）13:30 ～ 16:30（13:15 開場）
「介護労働と自立支援を問い直す」

講師　山根純佳さん（実践女子大学人間社会学部教員）

会場　早稲田奉仕園　Y-hall

第５回

12 月 9 日（日）13:30 ～ 16:30（13:15 開場）
「最低賃金と自立支援を問い直す
～韓国の事例から学ぶ」

講師　金美珍さん（生活経済政策研究所　研究員）

会場　国立オリンピック記念青少年総合センター　カルチャー棟
美術室 2

参加費

会　員 1000 円
非会員 2000 円

新たな視点の企画！
ご参加待っています！

編集後記

やっと涼しくなりましたね。会員の皆様には夏バテ等されてはいらっしゃらないでしょうか？
私は、夏の疲れやら弾丸旅行の疲れで、風邪をひいてしまいました。
年のせいか、あられもない時間に目が覚めることが、たまにあります（たま～です（笑））。
今日もそんな日で、書かなければならない（？）編集後記を書いています。

「かもすワークショップ特別講座－自立支援を問い直す」の第１回と第２回が終了しました。
私は、福岡に住んでいるので、直接講演を聴くことができないので残念ですが、なかなか画期的内容です。今回の通信は、第１回内容の特集号です。
１月からは、毎月第２金曜日に開催の「相談員トレーニング」もスタートです。
つぎはぎ操業ですが、自分たちの文化を作りたいと、頑張っているＡＣＷ２です（笑）。
皆様、一人一人ができることで応援していただけると、とても嬉しいです!!

通信は持ち回りで作っています。原稿をお寄せいただいた皆様、ありがとうございました。
作業そのものは嫌いではないし、PC のスキルもあると自負していますが、デザインセンスが皆無。
なので、仕上がり近くになると考えてばかりで、作業が進みません。やっと出来上がり‼（コア

※このマンガは高山直子さんの「相談員トレーニング」を元に再構成しています。

働く女性の全国ホットライン　０１２０-７８７-９５６

毎月 5.10.15.20.25.30 日　平日 18:00～21:00／土日祝日　14：00～17:00
会員のあなたもぜひご利用ください。毎月 5 日はセクハラ集中相談日。
※新しいホットラインカードに 私たちの「はたらく」定義～命をささえるあらゆる営み～を載せています。設置・配布にご協力ください。

【住所】〒110-0015　東京都台東区東上野 1-20-6　丸幸ビル3階
【TEL】03-6803-0796 【FAX】03-6803-0726 【e-mail】office@acw2.org
【ＨＰ】http://wwt.acw2.org/ 【Twitter】https://twitter.com/acw2org
【正会員年会費】（性自認女性）1口 2,000 円　3,000 円　5,000 円　10,000 円
生活困窮者 1,000 円
【通信/サポート会員】（男性歓迎）1 口 2,000 円（何口でも可）
【郵便振込】 00130－1－669637
【銀行口座】三井住友銀行 渋谷支店　普通　8658522

感想・あなたの原稿などお待ちしています。「かもす通信」係までお寄せください。

2018 年 10 月発行　第 41 号／編集・発行　働く女性の全国センターＡＣＷ２

ホームページ、ツイッター、会員メーリングリストで毎日情報更新中